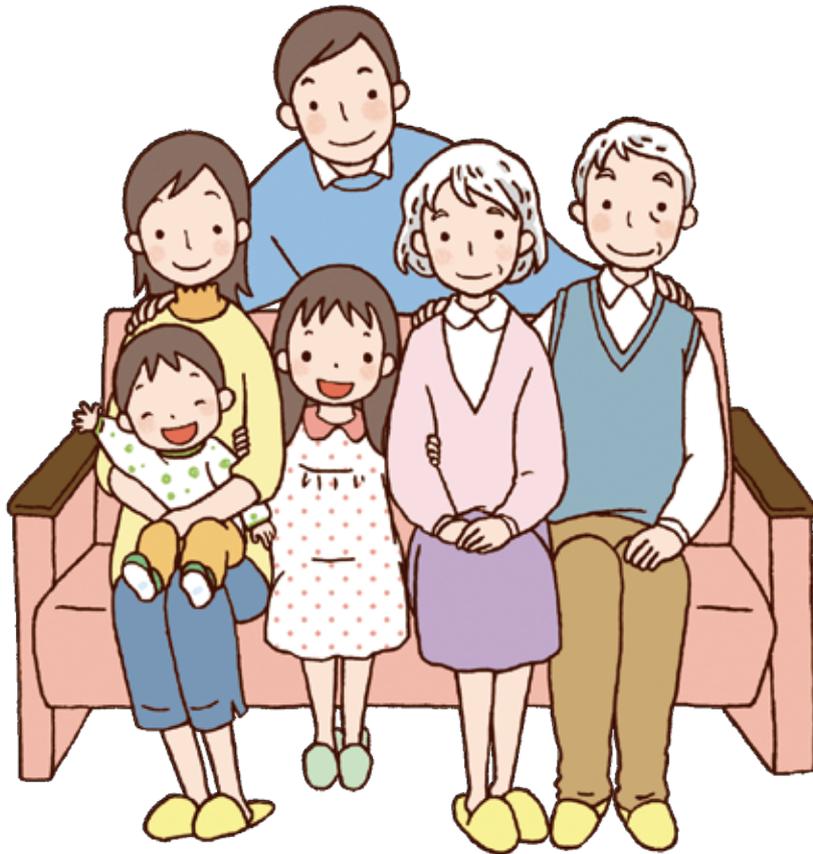


厚生労働省

東海北陸厚生局

Tokai-Hokuriku Regional Bureau of Health and Welfare



ひと、くらし、みらいのために

目次

東海北陸厚生局について	2
東海北陸厚生局の主な業務・職員行動指針	3
組織図	4
総務課・企画調整課	5
年金指導課	6
年金調整課	7
年金審査課	8
社会保険審査官	9
管理課	10
医療課・調査課	11
指導監査課・各県事務所	12
健康福祉課	13
医事課	14
食品衛生課	15
地域包括ケア推進課	16
保険年金課	17
麻薬取締部	18
所在地・連絡先	19-22

東海北陸厚生局の主な業務

国民のニーズに即した直轄事業

- 医師・歯科医師の臨床研修制度の適正な実施
- 行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育
- 確定拠出年金及び確定給付企業年金に係る承認
- 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の移送
- 麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の取締
- 年金記録訂正に関する業務

事業者等の指導監督

- 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認
- 各種養成施設(6種)の指定・指導
- 医療監視、薬事監視
- 健康保険組合及び厚生年金基金等の指導監査
- 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視
- 社会保険診療報酬支払基金の指導監督
- 保険医療機関等の指導監督
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指導監督

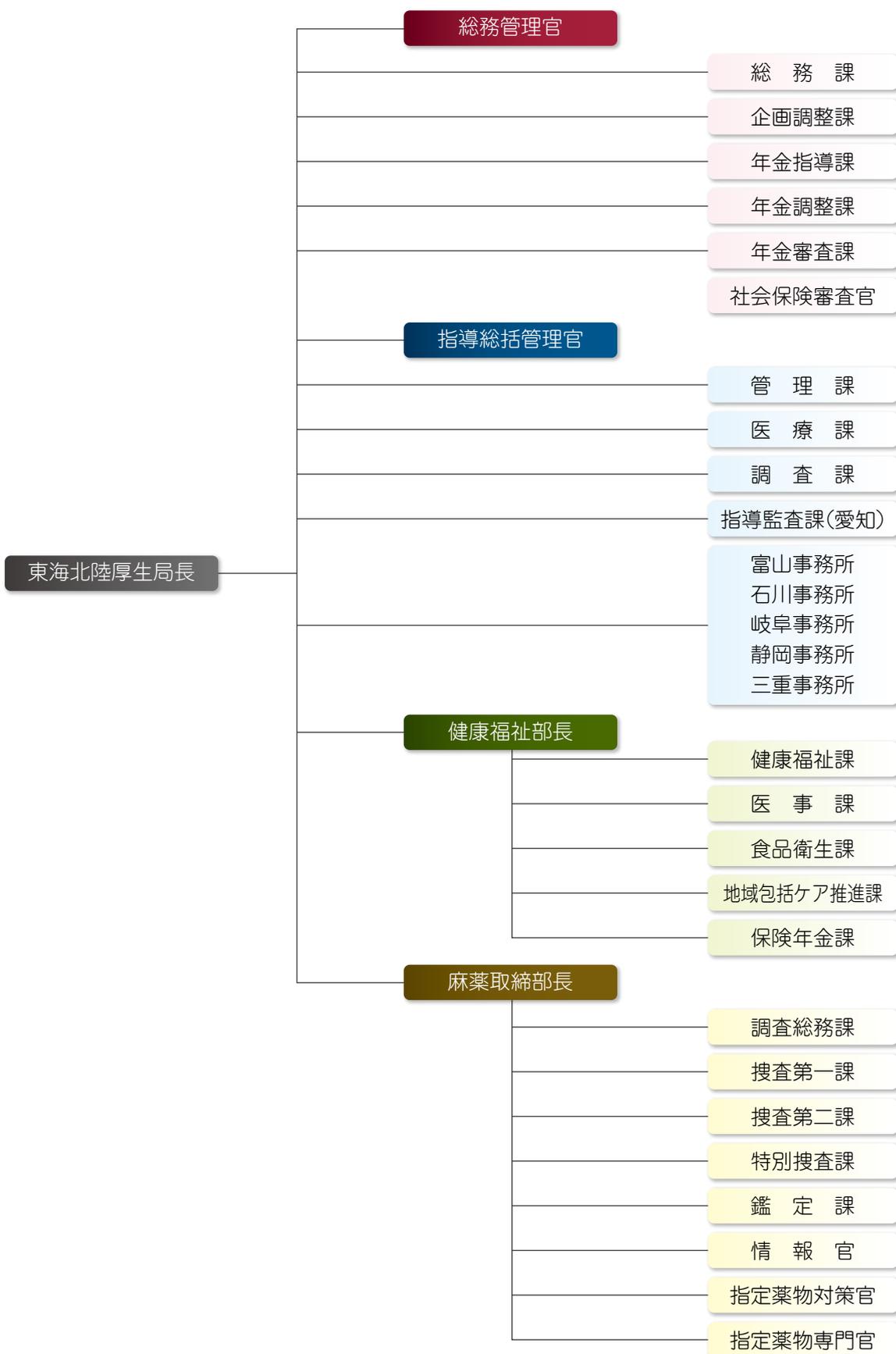
地方自治体の支援・指導

- 医療構造改革の推進を支援
- 都道府県等の障害者自立支援業務の指導
- 生活保護制度に係る法施行事務指導
- 児童扶養手当制度に係る法施行事務指導
- 地方自治体向け補助金、交付金の執行
- 地域包括ケアシステムの構築の支援

東海北陸厚生局の「職員行動指針」

国民全体の奉仕者である私たちは、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りと使命感を持って職務に臨み、的確かつ効率的に業務を遂行するとともに、職員一人ひとりがその能力を高め、行政サービスの向上に努めます。

東海北陸厚生局 組織図



総務課

総務課は、東海北陸厚生局の総務事務のほか、保有する行政文書等の開示に係る事務などを行っています。

● 主な業務

- ・東海北陸厚生局の総務（人事、給与、会計、福利厚生等）
- ・東海北陸厚生局が保有する行政文書の開示請求に係る業務
- ・東海北陸厚生局が保有する個人情報の保護
- ・東海北陸厚生局の所管する国有財産の管理業務
- ・医師、歯科医師、看護師等の国家試験に関する庶務業務

企画調整課

企画調整課は、東海北陸厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整などを行っています。

● 主な業務

- ・組織目標・業務管理計画等の企画
- ・職員の研修の企画及び立案
- ・東海北陸厚生局のホームページの管理
- ・東海北陸地方社会保険医療協議会の運営



職員研修の様子（平成29年4月）

● 東海北陸地方社会保険医療協議会について

「東海北陸地方社会保険医療協議会」は、社会保険医療協議会法に基づき設置され、保険医療機関等の指定及び指定の取消し並びに保険医等の登録の取消しについて審議を行う厚生労働大臣の諮問機関です。

また、一部の指定を除き、保険医療機関等の指定について審議するため、管内6県それぞれに「部会」を設置しています。

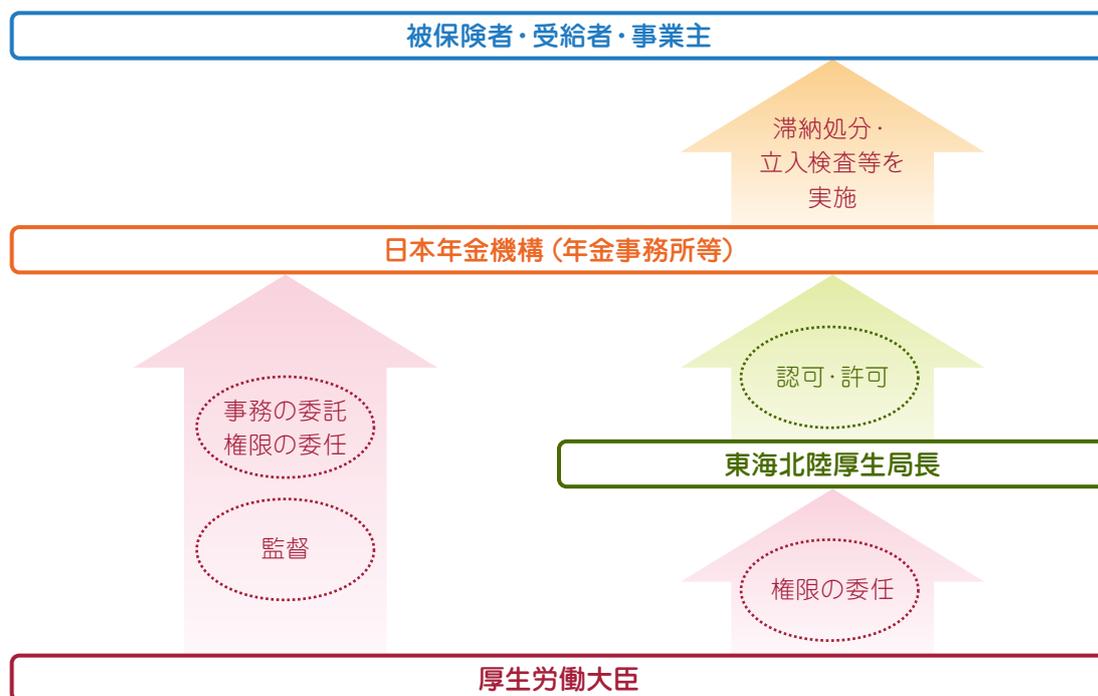
年金指導課

日本年金機構が、厚生労働大臣の監督の下で行う政府管掌年金の運営事業を行うにあたり、事業主等に対する滞納処分や立入検査等の業務については、厚生労働大臣の事前認可を得ることとされています。東海北陸厚生局では、それらの申請に関する認可及びその結果報告に関する審査業務を行っています。

● 主な業務

- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること
- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること
- ・ 厚生年金保険料等の納付義務者が、災害によりその財産について相当な損失を受けた場合等において行う保険料等の納付猶予申請の許可に関すること

● 認可等の業務の流れ



● 認可等の状況

	平成27年度	平成28年度
徴収職員・収納職員に係る認可	160人	192人
滞納処分等に係る認可	厚生年金保険関係	154,728事業所
	国民年金関係	6,981人
立入検査等に係る認可	108,418事業所	158,326事業所
受給権者及び被保険者の調査に係る認可	85人	57人
厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可	3事業所	2事業所

年金調整課

政府管掌年金事業の円滑な運営を図るため、市町村に対する制度周知や照会に対する回答などの対応のほか、市町村への国民年金等事務取扱交付金に係る事務及び日本年金機構と市町村の協力・連携事務に関して調整的な役割事務を担っています。

その他に、年金委員の委嘱・解嘱に関すること、学生納付特例事務法人に関することなどを行っています。

● 東海北陸厚生局、市町村及び日本年金機構の関係について



● 国民年金等事務取扱交付金について

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法第86条により、市町村が行う法定受託事務及び協力・連携事務に要した経費に対して交付します。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務取扱交付金に係る審査事務等を行っています。

管内市町村(6県194市町村) に対しての交付額

平成27年度 3,726,560,814円

平成28年度 3,496,444,083円

● 年金委員について

年金委員は、日本年金機構法に規定された政府管掌年金事業の運営に関する民間協力者です。

活動の範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分されます。「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などで、年金受給者や被保険者等に対して周知・啓発活動や相談・助言等の活動をしていただきます。

東海北陸厚生局では、年金委員の委嘱・解嘱等を行っています。

年 度	職域型年金委員数	地域型年金委員数	合計年金委員数
平成27年度	18,246人	776人	19,022人
平成28年度	17,892人	760人	18,652人

● 学生納付特例事務法人について

学生の方が、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例事務法人の指定を受けた大学等であれば、学生の委託を受けて、学生納付特例の申請の代行ができます。

東海北陸厚生局では、学生納付特例事務法人の指定等を行っています。

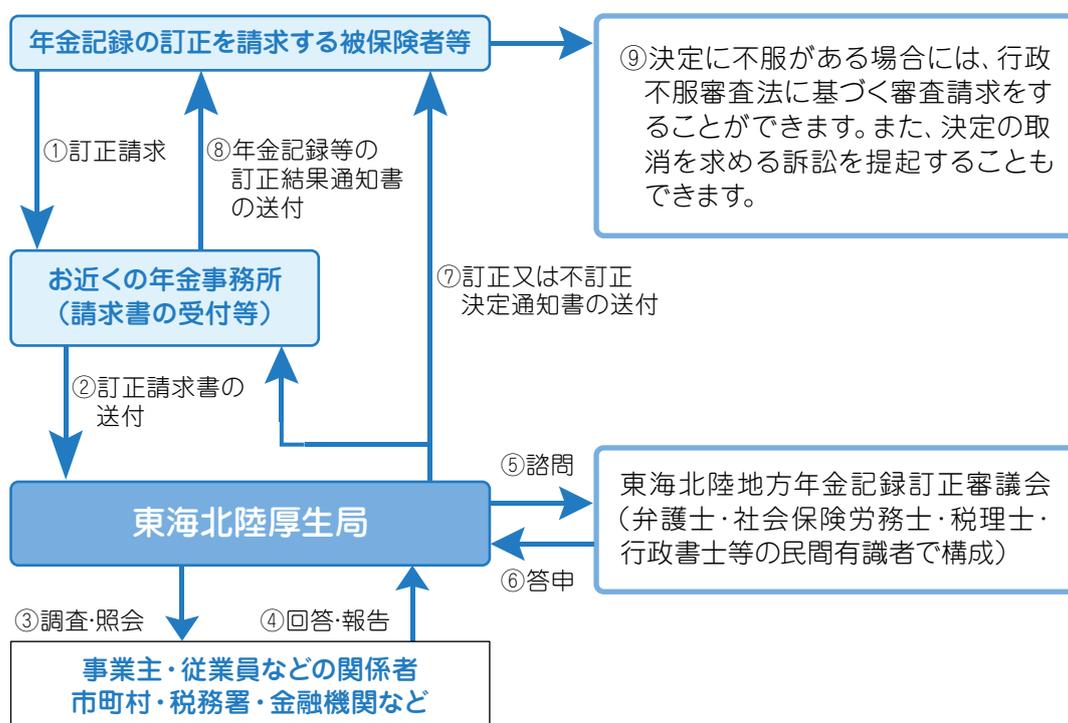
年金審査課

国民年金及び厚生年金保険の被保険者等から提出された年金記録の訂正請求に関する事務や調査業務のほか、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営と総務に関することを行っています。

● 記録訂正の決定手続について

年金記録の訂正の請求があった事案について東海北陸厚生局長が記録訂正・不訂正の決定を行うに当たり、決定の公平性・透明性や信頼性を確保するため、民間有識者からなる審議会の審議結果に基づいて行う仕組みになっています。

● 年金記録訂正手続の流れ



● 受付・処理状況

	受付件数	処 理 件 数						
		厚生局で処理					日本年金機構で 記録訂正	取下げ等
		訂正決定	不訂正決定	請求却下				
平成27年度累計 ※()は平成26年度総務省年金記録確認中部地方第三者委員会からの切替事案件数の再掲								
国民年金	88 (13)	67	64	15	48	1	2	1
厚生年金保険	850 (106)	642	334	206	127	1	248	60
計	938 (119)	709	398	221	175	2	250	61
平成28年度累計 速報値								
国民年金	65	60	54	12	42	0	3	3
厚生年金保険	759	754	246	169	77	0	461	47
計	824	814	300	181	119	0	464	50

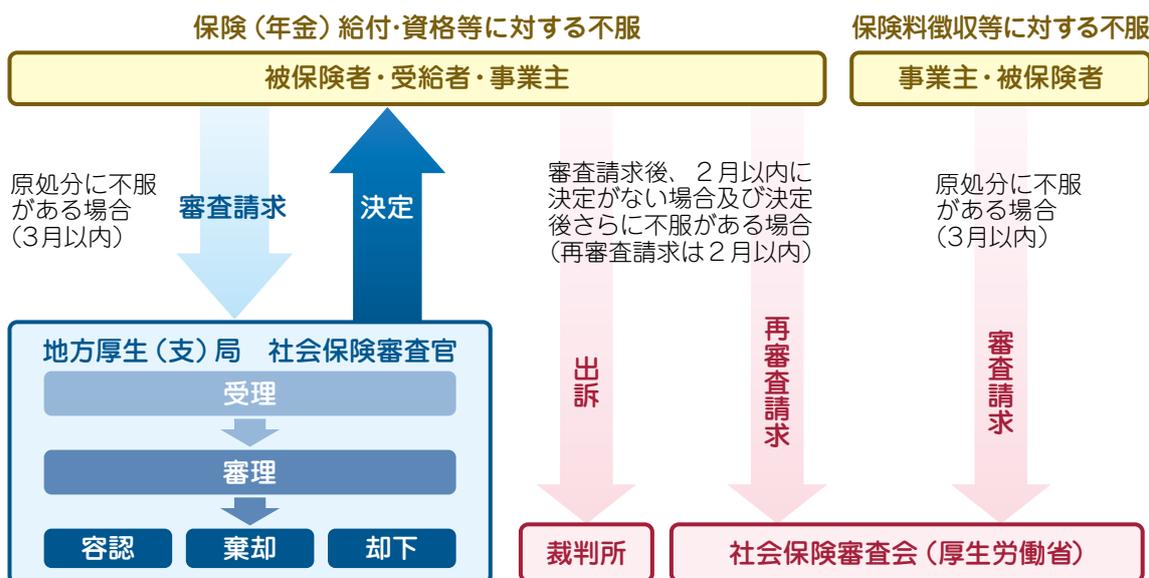
社会保険審査官

社会保険審査制度は、保険者が行った処分に対し、簡易迅速な手続きによって、被保険者等の権利利益の救済を図るとともに、社会保険行政の適正な運営を確保することを目的としており、健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構及び全国健康保険協会等が行った決定（処分）に対する審査請求の事務（対応）を行っています。

なお、社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が任命し、審査請求の審理決定等の審査の事務を行うにあたり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

- 被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- 標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- 保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること
- 国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること

● 審査請求の流れ



審査請求の取扱い実績

		平成27年度					平成28年度				
		健康保険	船員保険	厚生年金	国民年金	合計	健康保険	船員保険	厚生年金	国民年金	合計
内訳	取下	16	0	54	31	101	19	0	40	26	85
	移送	2	0	4	9	15	2	0	8	2	12
	却下	1	0	70	18	89	10	0	11	7	28
	容認	47	0	27	159	233	19	0	35	77	131
	棄却	202	0	315	424	941	102	0	243	340	685
計	計	268	0	470	641	1,379	152	0	337	452	941

管理課

● 東海北陸厚生局指導部門の所掌事務に関する総合調整

保険医療機関等の指導監査業務を所掌している医療課、調査課、指導監査課及び各県事務所の事務に関する総合的な調整業務を行っています。

● 国民健康保険に関する業務

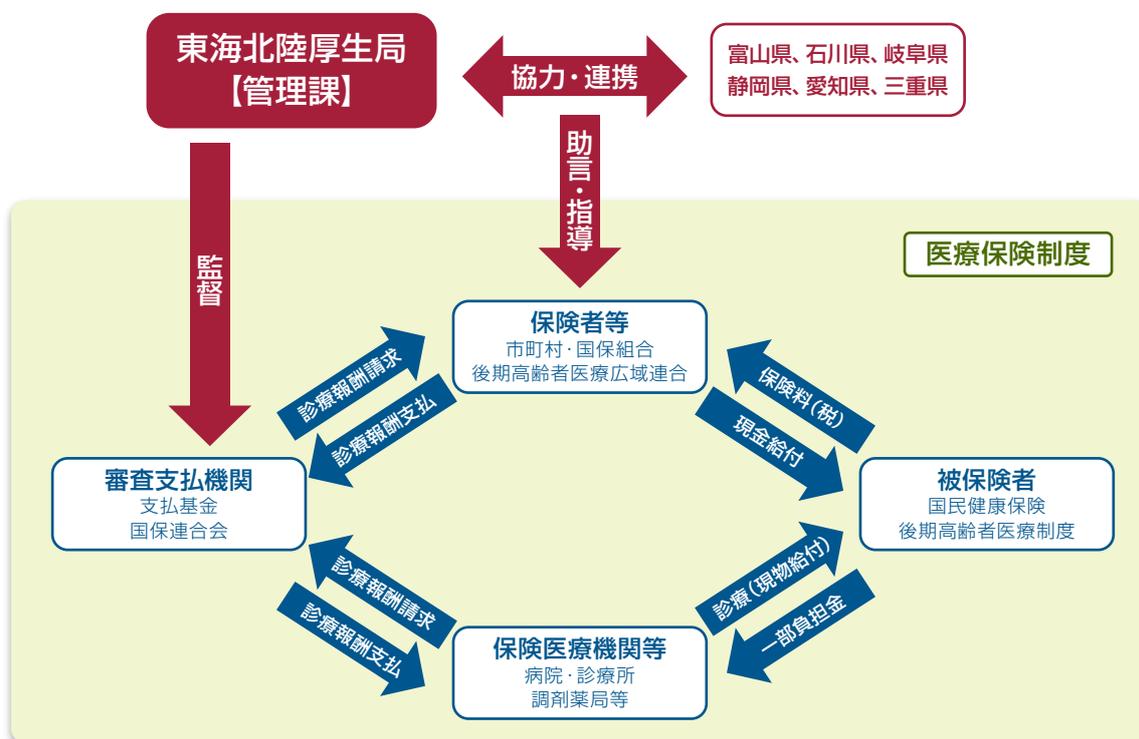
東海北陸厚生局管内（6県）に所在する、国民健康保険の保険者（市町村、国民健康保険組合【20組合】）及び国民健康保険団体連合会の行う業務が適正に運営されるよう、県と連携し助言・指導する業務を行っています。

● 後期高齢者医療制度に関する業務

東海北陸厚生局管内（6県）に所在する、後期高齢者医療広域連合の行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務が適正に運営されるよう、県と連携し助言・指導する業務を行っています。

● 社会保険診療報酬支払基金に関する業務

東海北陸厚生局管内（6県）に所在する、社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務が適正に運営されるよう、監督する業務を行っています。

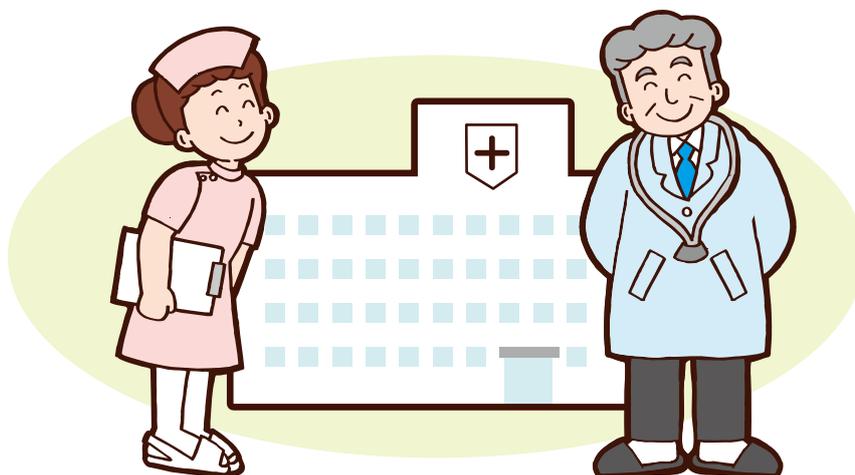


業務実績	平成27年度	平成28年度
国民健康保険に関する助言指導	6県、1市、1国保連合会	6県、1市、1国保連合会
後期高齢者医療制度に関する助言指導	6県、1市、1広域連合	6県、1市、1広域連合
社会保険診療報酬支払基金に関する実地監査	2支部	2支部

医療課

● 東海北陸厚生局管内（6県）事務所の行う業務に関する事務の指導監督

管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の行う業務（保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督など）に関する事務の指導及び監督を行っています。



● 特定機能病院に対する立入検査など

管内6県に所在する特定機能病院及び臨床研究中核病院に対し、医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査などを行っています。

特定機能病院とは

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

東海北陸厚生局管内では10の大学（附属）病院及び静岡県立静岡がんセンターが、承認されています。

臨床研究中核病院とは

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発などに必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院として、特定臨床研究（厚生労働省令で定める基準に従って行う臨床研究）に関する計画を立案、実施する能力を備え、かかる病院としてふさわしい人員配置、構造設備等を有するものとして、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

東海北陸厚生局管内では名古屋大学医学部附属病院が、承認されています。

調査課

調査課は、保険医療機関等に係る情報の管理や訴訟事務などの業務を行っています。

● 主な業務

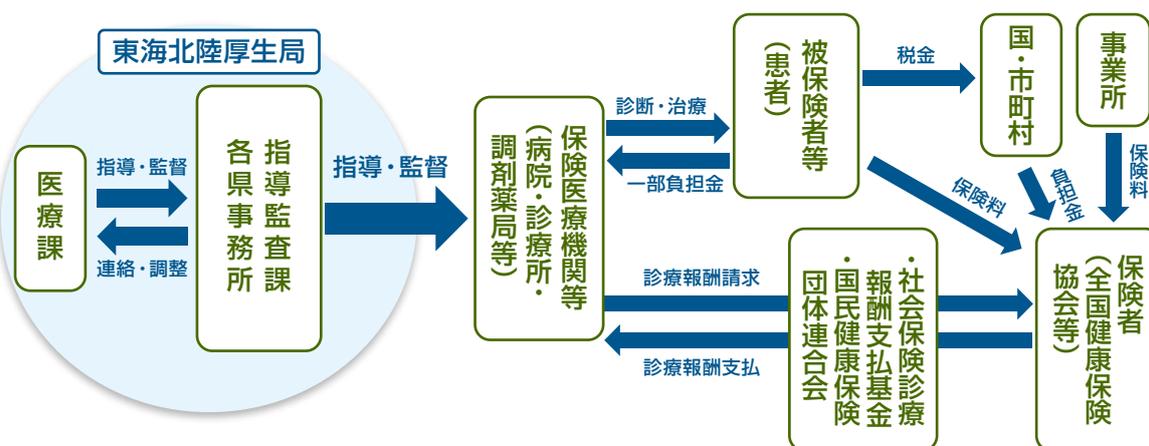
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師への指導部門の業務処理等を効率的に行うための情報の管理及び分析
- ・東海北陸厚生局における保険医療機関等管理システムの運用及び取りまとめ
- ・その他、管内6県に所在する事務所（愛知県にあっては指導監査課）の保有する情報の公開
- ・指導部門に係る訴訟

指導監査課（愛知県）・各県事務所（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県）

指導監査課（愛知）及び管内各県事務所（富山、石川、岐阜、静岡、三重）では、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき保険診療に関する業務を行っています。また、その業務を通じて保険診療の質的向上及び適正化を図っています。

主な業務は、①保険医等の登録及び保険医療機関等や指定訪問看護事業者の指定等、②保険医療機関等の施設基準の審査・受理等、③保険医療機関等や指定訪問看護事業者の指導・監査等、④柔道整復師の施術に係る受領委任事務とその柔道整復師に対する指導・監査等です。

● 保険診療のしくみと東海北陸厚生局及び保険医療機関等との関係について



(1) 保険医療機関等の新規指定状況

県名	医科		歯科		薬局	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
富山県	8	7	7	3	21	19
石川県	11	12	8	5	25	18
岐阜県	11	21	18	23	37	30
静岡県	38	52	24	30	55	45
愛知県	112	107	68	65	130	114
三重県	13	18	10	8	32	21
合計	193	217	135	134	300	247

(2) 保険医等の新規登録状況

県名	医師		歯科医師		薬剤師	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
富山県	56	62	2	3	48	59
石川県	92	103	4	6	63	73
岐阜県	111	114	75	63	103	109
静岡県	185	223	7	6	171	181
愛知県	456	464	105	108	423	470
三重県	103	114	2	6	77	108
合計	1,003	1,080	195	192	885	1,000

(3) 保険医療機関等に対する指導の実施状況

県名	(新規)個別指導		集团的個別指導		集団指導	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
富山県	106	97	92	91	485	1,817
石川県	114	114	90	99	340	2,528
岐阜県	141	195	204	189	763	3,830
静岡県	351	323	344	387	1,012	6,942
愛知県	528	611	715	755	2,673	13,809
三重県	178	153	166	173	543	3,302
合計	1,418	1,493	1,611	1,694	5,816	32,228

健康福祉部 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。

また、医療、保健衛生及び福祉分野の養成施設の指定や監督を通じて、各分野の良質な人材確保に向けた取り組みを支える役割も担っています。

● 地方公共団体等に対する補助金の交付

- ・保健衛生施設、社会福祉施設などを整備する補助金等
- ・台風、地震などにより被害を受けた施設等の災害復旧費補助金
- ・児童扶養手当等の給付に係る負担金等



福祉施設(グループホーム等)



スプリンクラー設備



介護ロボット
(装着型パワーアシスト)

● 指定・監査等

- ・民生委員・児童委員の委嘱・解嘱・表彰
- ・国の開設する生活保護法指定医療機関の指定
- ・生活保護法指定医療機関に対する個別指導
- ・生活保護法の施行事務に係る監査
- ・保護施設の監査
- ・児童扶養手当の支給事務に係る指導・監査
- ・障害者自立支援業務に対する指導
- ・三種病原体等届出受付・所持施設立入検査

民生委員・児童委員とは

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

※管内(富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
の民生委員・児童委員数(平成28年度)

民生委員・児童委員 29,420名
主任児童委員 3,270名

● 養成施設の指定・監督

- ・所管する養成施設の種類

【医療分野】あん摩マッサージ指圧師

【保健衛生分野】栄養士、管理栄養士

【福祉分野】介護福祉士^{※1}、社会福祉士(科目確認大学等^{※2})、精神保健福祉士^{※3}

※1 大学等文部科学省と共管のものに限ります。

※2 社会福祉士国家試験受験資格が取得可能な大学等を指します。

※3 現在、当局管内に養成施設はありません。

管内の養成施設数(平成29年4月1日現在)

あん摩マッサージ指圧師	3施設	介護福祉士	15施設
栄養士	17施設	福祉系高等学校等(介護福祉士)	20施設
管理栄養士	19施設	実務者学校(介護福祉士)	2施設
科目確認大学等(社会福祉士)	28施設		

医事課

すべての人が安全で質の高い医療を受けられるために、医療の安全に関する取り組みの普及・啓発、医師・歯科医師臨床研修制度の適正な実施、再生医療等の安全性の確保、看護師の特定行為研修制度等の適切な運用等の業務を行っています。

● 医療の安全に関する取り組みの普及・啓発について

各病院・診療所の医療安全を支える取り組みを応援し、また質の向上を図るため、「医療安全ワークショップ」を毎年開催しています。(参加者数 平成28年度487名)

● 医師・歯科医師臨床研修制度の適正な実施について

国家試験に合格した医師・歯科医師は基本的な診療能力を身につけるために、医師は2年間、歯科医師は1年間の臨床研修を受けます。医事課では、研修医・研修歯科医を受け入れる医療機関の立入検査や適正な研修プログラムが実施されているか等の確認を行い、制度の質を維持しております。(当管内臨床研修指定病院 医師146病院、歯科医師61病院(平成29年3月末現在))

● 再生医療等安全性確保法の適切な運用について

再生医療等技術を用いて行われる医療を行うには再生医療等提供計画の提出が必要です。医事課では、再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等提供、特定細胞加工物製造及び再生医療等委員会設置に係る手続き・相談の業務を行っています。

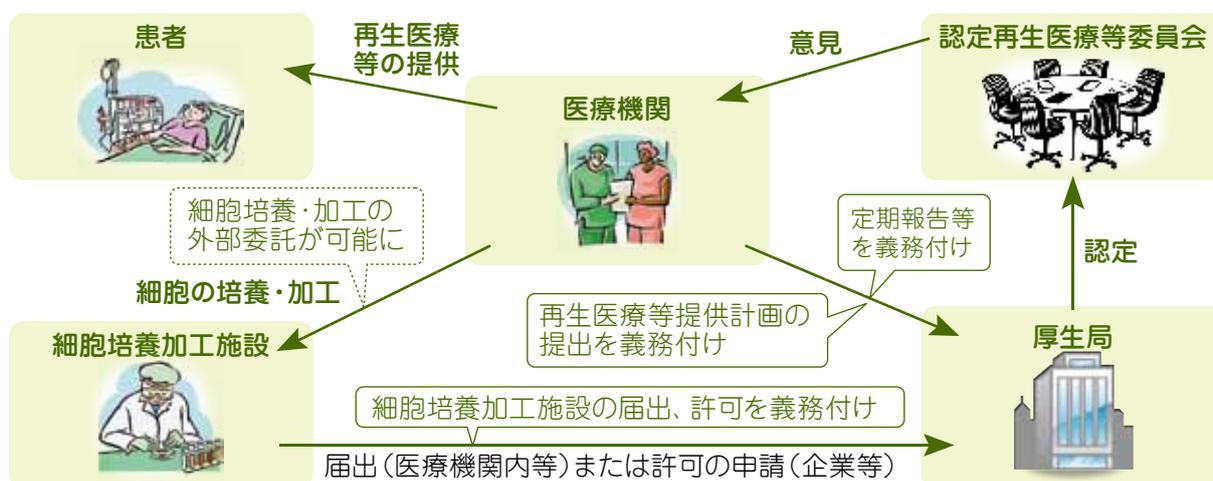
● 看護師の特定行為研修制度の適切な運用について

看護師の特定行為とは団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図っていくために、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により、一定の診療の補助を行うことです。特定行為を行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受ける必要があります。医事課では、指定研修機関の指定に係る研修計画、施設等に関する内容の事前調査、指導等を行っています。

● その他

- 1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括
- 2 心神喪失者等医療観察法による入院決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- 3 行政処分を受けた医師・歯科医師に対する再教育の実施等
- 4 毒物及び劇物の製造及び輸入業の登録及び監視

● 再生医療等安全性確保法のイメージ



※医療機関で行われる再生医療等(臨床研究・自由診療)が法律の対象

食品衛生課

食品衛生課では、管内の総合衛生管理製造過程承認施設、輸出水産食品認定施設及び輸出食肉を取り扱うと畜場に対して定期的に立入を実施し、HACCPに基づく衛生管理が適切に行われていることを確認しています。

また、食品衛生法に基づく登録検査機関に対して定期的に立入を実施し、GLPに基づく検査精度の管理状況の確認なども行っています。

その他、輸出食品の証明書の発行や健康増進法に基づく虚偽・誇大広告等への指導等、大規模食中毒が発生した際には国・地方自治体への連絡調整、一般消費者を対象とした食の安全に関する意見交換を行うなどして、地域の皆様の食の安全と安心を確保するための役割を担っています。

● 総合衛生管理製造過程の承認等

総合衛生管理製造過程の承認は、営業者がHACCPの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法について、厚生労働大臣が承認基準に適合することを個別に確認し、承認するもので、3年毎の更新制となっており、定期的に査察を行っています。

対象となる食品は、乳、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、魚肉練り製品及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品（レトルト食品）の6食品群です。

・HACCPの考え方



原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。

● 食品衛生法に基づく検査機関の登録及び監督並びに技術的助言

食品衛生法の規定に基づく登録検査機関は、厚生労働大臣の検査命令による検査等を行う機関として登録を受け、業務規程の認可を受けた上で、検査等の信頼性を確保するために業務管理に関する基準を遵守した製品検査を実施することが義務付けられています。このため、5年毎の更新制となっており、毎年定期査察を行っています。



承認施設の査察の様子



登録検査機関の査察の様子



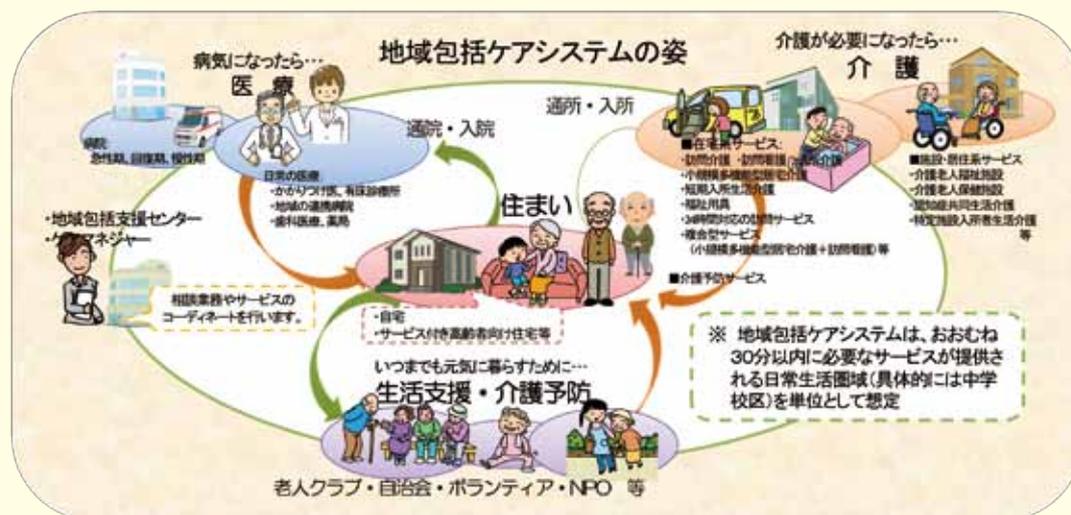
小学生を対象とした工場見学会の様子

地域包括ケア推進課

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、地域包括ケア推進課は、県の役割を尊重し、県に対する支援業務を行う事を基本とし、必要と判断する場合は県と協議し支援を行っています。

地域包括ケアシステム構築の推進

- ▶ 団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。
- ▶ このため、厚生労働省では、2025年（平成37年）を目途に、介護が必要な状態になっても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。



管内行政機関の
取り組み

市町村（中核的な役割）

管内6県（広域的な見地から市町村に対する支援）

東海北陸厚生局（県の役割を尊重し、県等に必要の助言・支援）

● 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

- ・ 地域包括ケアシステムに関する施策について、管内の県が行う取組との関係に留意しつつ、施策の普及・啓発に資する取組を行っています。
- ・ 厚生労働省老健局と企画立案段階から連携して地域包括ケアシステムの構築に向けた会議、研修会等を開催しています。

● 地域支援事業に関する業務

- ・ 市町村における地域支援事業の実施状況、実施に当たっての課題等について、地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、管内の県等に必要の助言及び支援を行っています。

● 認知症施策に関する業務

- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、講演の実施、関係行事への積極的参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行っています。
- ・ 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員に関する地域支援事業及び若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の各県等に必要の助言及び支援を行っています。

● 地域包括ケア推進本部の運営

● 地域支援事業交付金に関する業務

● 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

● 介護保険事業（支援）計画に関する業務

保険年金課

● 医療保険

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査並びに全国健康保険協会（管内6県支部）に係る申請書の認可、報告の徴収及び立入検査を行っています。

● 年金

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法、国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法に基づき厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金（規約型・基金型）及び企業型確定拠出年金に係る規約変更申請書等の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査等を行っています。



健康保険組合・全国健康保険協会支部

区分	平成27年度		平成28年度	
	組合	協会	組合	協会
組合数・協会支部数	176	6	177	6
規約変更申請書等の認可	268	36	220	15
規約変更届出書等の受理	1,129	-	1,016	-
公法人証明・印鑑証明	369	-	449	-
実地監査・立入検査	26	2	37	2

厚生年金基金・国民年金基金

区分	平成27年度		平成28年度	
	厚年基金	国年基金	厚年基金	国年基金
基金数	28	6	11	6
規約変更申請書等の認可	36	0	41	0
規約変更届出書等の受理	304	44	63	27
公法人証明・印鑑証明	142	5	86	12
実地監査	1	2	0	2

確定給付企業年金・企業型確定拠出年金

区分	平成27年度		平成28年度	
	確定給付	確定拠出	確定給付	確定拠出
確定給付企業年金数・確定拠出年金規約数	1,879(85)	582	1,845(94)	644
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	267	174	224	203
規約変更届出書等の受理	636	110	788	145
公法人証明・印鑑証明	41	0	56	0
実地監査（書面監査）	12(136)	0	12(136)	0

確定給付企業年金数の（）は、基金型の再掲

麻薬取締部

麻薬取締部は、麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪の取締り、麻薬等を取り扱う医療機関等の監視・指導を中心に、危険ドラッグも含めた薬物乱用対策や予防啓発活動等を総合的に実施しています。

● 規制薬物捜査

・厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法に基づく特別司法警察員である麻薬取締官として薬物犯罪に関する捜査・情報収集活動を行っています



● 医療麻薬等の監督・指導

・医療上有用な麻薬や向精神薬等の流通経路を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社等に対して立入検査を行っています。正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するための指導と助言を行っています

・医療用麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の輸出入、製造、流通関連の免許、許可、指定等の許認可業務を行っています

①東海北陸厚生局管内の麻薬取扱者数（H28.12.31現在）

麻薬輸入業者	麻薬製造業者	麻薬製剤業者	家庭麻薬製造業者	麻薬元卸売業者
3	1	4	46	4

※国が免許権者となっているもの

②東海北陸厚生局管内の向精神薬取扱者数（H28.12.31現在）

向精神薬輸入業者	向精神薬輸出業者	向精神薬製造製剤業者	向精神薬試験研究施設設置者 (国が開設する施設)
9	2	37	51

※国が免許権者となっているもの

許認可専用電話 052-951-0688

● 啓発活動・再乱用防止運動

・薬物乱用者の家族や知人等からの相談や一般市民からの通報に対応しています

・小学校から大学等の学校での薬物乱用防止教室や関係機関での講演など、薬物乱用防止啓発活動を実施しています



相談専用電話 052-961-7000

東海北陸厚生局の所在地・連絡先



名古屋合同庁舎第2号館

地下鉄◆東山線名古屋駅より
 「栄」乗り換え、
 または桜通線名古屋駅より「久屋大通」
 乗り換え、名城線「市役所」下車、
 5番出口より徒歩3分
 市バス◆名古屋駅バスターミナル10番のりば
 (基幹2)猪高車庫行、
 または8番のりば(名駅14)市役所・
 大曽根行「市役所」下車、徒歩3分

麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館1階

部・課	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	
「麻薬・覚せい剤」相談電話	052-961-7000	052-951-6876
許認可専用	052-951-0688	

名古屋合同庁舎第1号館

地下鉄◆東山線名古屋駅より
「栄」乗り換え、
または桜通線名古屋駅より
「久屋大通」乗り換え、
名城線「市役所」下車、
5番出口より徒歩3分

市バス◆名古屋駅バスターミナル
10番のりば(基幹2)
猪高車庫行、
または8番のりば(名駅14)
市役所・大曽根行「市役所」
下車、徒歩3分

年金指導課・年金調整課・年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-228-7168	052-228-7236
年金調整課	052-228-7169	052-228-7237
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

管理課・医療課・調査課・指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
管理課	052-228-6192	052-228-6237
医療課	052-228-6193	
調査課	052-228-6194	
指導監査課	052-228-6179	

社会保険審査官

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-228-6268

名古屋合同庁舎第3号館

地下鉄◆東山線名古屋駅より
「栄」乗り換え、
または桜通線名古屋駅より
「久屋大通」乗り換え、
名城線「市役所」下車、
2番出口より徒歩10分

名鉄◆名鉄瀬戸線「東大手」下車、
徒歩5分

市バス◆名古屋駅バスターミナル
10番のりば(基幹2)
猪高車庫行、
「清水口」下車、徒歩4分

総務課・企画調整課・健康福祉部各課

〒461-0011 名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
・健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
・医事課	052-971-8836	052-971-8876
・食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
・地域包括ケア推進課	052-959-2847	052-959-2848
・保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

各県事務所の所在地・連絡先

石川事務所

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 金沢駅西合同庁舎7階
 TEL:076-210-5140 FAX:076-261-0848

《アクセス》

- ・JR北陸新幹線、JR北陸本線、IRいしかわ鉄道
「金沢駅」から徒歩20分
- ・北鉄バス「駅西合同庁舎前」下車、徒歩1分



岐阜事務所

〒500-8114
 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
 TEL:058-249-1822 FAX:058-247-0286

《アクセス》

- ・JR岐阜駅から徒歩25分
- ・名鉄岐阜駅から徒歩20分
- ・名鉄田神駅から徒歩15分
- ・岐阜バス 竜田町より徒歩5分
(JR岐阜駅:14番15番乗り場名鉄岐阜駅:6番乗り場発車のバス)



指導監査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1
 名古屋合同庁舎第1号館6階
 TEL:052-228-6179 FAX:052-228-6237

《アクセス》

- 地下鉄◆東山線名古屋駅より「栄」乗り換え、
 または桜通線名古屋駅より「久屋大通」乗り換え、
 名城線「市役所」下車、5番出口より徒歩3分
- 市バス◆名古屋駅バスターミナル10番のりば(基幹2)
 猪高車庫行、
 または8番のりば(名駅14)市役所・大曽根行
 「市役所」下車、徒歩3分



三重事務所

〒514-0033 津市丸之内26-8
 津合同庁舎4階
 TEL:059-213-3533 FAX:059-228-3588

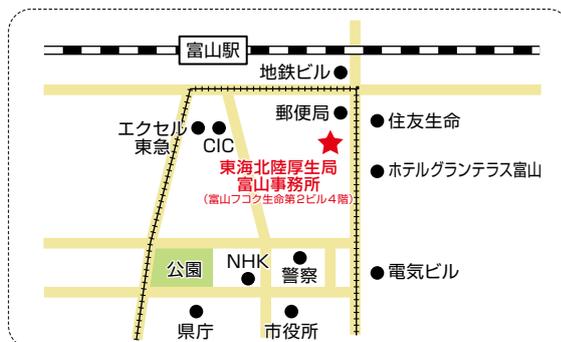
《アクセス》

- ・近鉄名古屋線津新町駅より徒歩10分
- ・三交バス三重会館前バス停より徒歩5分



富山事務所

〒930-0004
富山市桜橋通り6-11
富山フコク生命第2ビル4階
TEL:076-439-6570 FAX:076-441-4041
《アクセス》JR富山駅より徒歩8分

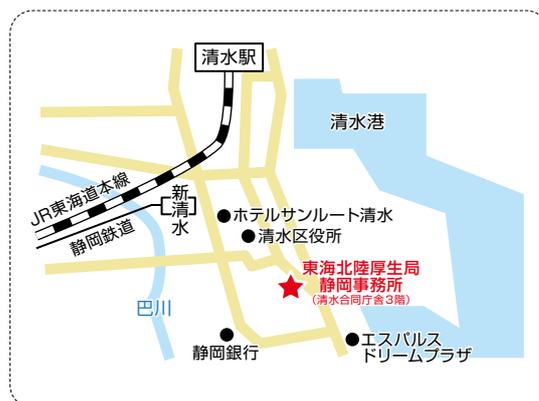


東海北陸厚生局

名古屋合同庁舎第1・2・3号館

静岡事務所

〒424-0825
静岡市清水区松原町2-15
清水合同庁舎3階
TEL:054-355-2015
FAX:054-351-3115
《アクセス》
・JR清水駅より徒歩20分
・静岡鉄道新清水駅より徒歩10分
・しずてつジャストライン
万世町バス停より徒歩1分





東海北陸厚生局